

(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する三重県知事意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、津市及び伊賀市の布引山地において、総出力 37,800 キロワット(単機出力 4,200 キロワット×9 基)の風力発電所を建設しようとする事業であり、地球温暖化対策に資するものである。

一方で、本事業の対象事業実施区域の周辺においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数ペアによる繁殖や、ヤイロチョウの繁殖が示唆される等、良好な自然環境と豊かな生態系を有する地域である。

また、対象事業実施区域は広範囲に水源かん養保安林及び砂防指定地が存在する地域であることに加え、風化した花崗閃緑岩類が広く分布しているなど、崩落等のおそれがあることから土地の改変に慎重を要する地域である。さらに、本事業の対象事業実施区域の周辺には、多くの登山客が訪れる経ヶ峰があり、本事業に対する関係市長からの意見では、「経ヶ峰のもつ景観的価値を損なわないよう、影響を回避又は低減すること」が求められている。

加えて、本事業の対象事業実施区域の周辺は、住民の生活の場となっており、本事業に対する住民意見では、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の誘発、獣害の増大及び経ヶ峰からの景観への影響等について、事業を不安視する声が寄せられている。

これらのことをふまえ、本事業の実施にあたっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。

なお、環境への影響を十分に低減できない場合は、事業の中止又は規模の縮小を含めた検討を行うこと。

(総括的事項)

- 1 事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)であるクマタカ及びヤイロチョウの生息が確認されるなど、豊かな自然環境を有する地域である。本事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する知事意見において、「自然環境が有する多面的機能を踏まえた上で、本事業の必要性について示すこと」と述べたところであるが、本準備書における環境影響の評価は個別の影響項目に対してそれぞれ記述されているのみで、当該地域の自然環境が有する多面的な機能を踏まえた総合的な評価がなされていない。環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成にあたっては、「対象事業の目的及び内容」や「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」などの項に、多面的な視点から環境影響を整理したうえで、それらの影響が生じてもなお、本事業を必要とする理由について、記載すること。

また、事業の実施にあたっては、改変面積を最小限に留めるなど、生態系が有する多面的機能の低下を最小限に留めること。

- 2 対象事業実施区域及びその周辺は、風化した花崗閃緑岩類が広く分布し、崩壊地形が複数存在しており、広範囲に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林及び砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が存在する地域であるとともに、推定活断層である長野峠断層の存在が示唆されていることから、土地の改変及び工作物の設置に慎重を要する地域である。

このため、今後、詳細な設計を進めるにあたっては、施設の設置場所等について更なる検討を行い、改変区域の縮小又は大幅な変更を含む事業の見直しを行うとともに、土地の安定性等に関する予測及び評価を再度実施し、必要な環境保全措置を講じること。

- 3 本事業は、方法書の段階から対象事業実施区域を縮小した上で風力発電施設設置数を削減するなど、一定の環境配慮がなされている。一方で、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の懸念、獣害の増大、生物多様性及び景観への影響などについて、地域住民等から引き続き意見が寄せられるなど、事業への懸念を抱く住民は現在も多く存在する。

これらをふまえ、事業実施にあたっては、地域住民や自治体等と十分なコミュニケーションを図り、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。なお、関係者とのコミュニケーションにあたっては、「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017 年 3 月資源エネルギー庁）を参考とすること。

- 4 準備書の環境影響の予測において、知見が不十分で定量的な予測が困難なことなどにより影響の程度が明らかにならなかった項目について、「影響が小さい」と記載されている。評価書の作成にあたっては、既存の風力発電施設の運用で得られた知見、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、可能な限り定量的な予測に努めるとともに、知見が不十分で影響の程度が明らかにならないものについては、そのように記載したうえで事後調査を検討すること。

- 5 本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続きが行われていることから、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。

また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。

- 6 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

（個別的事項）

1 騒音等

- （1）風力発電施設からの騒音及び低周波音については、予測の結果「影響は小さい」とされているが、複雑な地形を有する地域では、騒音が予測結果よりも増幅して伝搬することもあるため、風力発電稼働後の環境監視及びその結果の公表について検討する

こと。

また、住民等から風力発電施設の稼働後に苦情等が生じ、騒音等による影響が確認された場合は、状況に応じて稼働を停止する等、適切に環境保全措置を講じること。

(2) 工事実施時における資材の運搬等により、工事関係車両の通行が長期間発生することから、運搬経路及びその周辺の生活環境への影響を低減できるよう配慮すること。

また、大型部品の輸送にあつては、夜間に実施されることから、生活環境への影響を十分低減できるよう配慮すること。

2 水質、水生生物

対象事業実施区域の下流河川には国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオや天然記念物であるネコギギ等の重要な水生生物の生息が確認されており、工事の実施に伴う森林の伐採や地形の改変による土壌の涵養力及び表流水の変化に伴う水質及び水生生物への影響が懸念される。

このことから、森林の伐採や地形の改変に伴う周辺の河川や沢等の水量や水質への影響を考慮したうえで、土砂流出防止柵、沈砂池の配置及び構造を十分に検討し、工事中の濁水等による水質及び水生生物への影響を極力低減すること。

また、濁水の予測に当たっては、降雨量次第では沈砂池排水が沢に到達する可能性を考慮し、より安全側での予測及び評価を行うこと。なお、沈砂池については、定期的に浚渫等の維持管理を行い、濁水防止のために適正な容量を確保すること。

3 地形、地質及び生態系

対象事業実施区域内では、推定活断層である長野峠断層の存在が示唆されていることに加え、風化した花崗閃緑岩類が広く分布しており、崩壊地形が複数存在するなど、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物への影響が懸念されることから、土地の改変に慎重を要する地域である。そして、対象事業実施区域及びその周辺は、広範囲に森林法に基づく水源かん養保安林が存在し、その大部分は治山事業の施行地や急峻な地形である等の理由から、原則として指定の解除がされない第1級地に区分され、一定の行為について制限がなされる地域が含まれている。しかしながら、現計画では複数の風車について第1級地に区分される保安林内に配置が計画されており、風力発電設備の配置の検討が十分にされていない。

こうしたことから、保安林内に設置が計画されている風力発電設備については、森林法に基づく保安林の解除要件又は作業許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置を回避した計画とするとともに、土砂の崩落等による土地の安定性及び動植物への影響を回避又は極力低減するために、風力発電設備等の配置等について、事業計画の見直しを行うこと。

なお、変更後の事業計画に係る環境影響について、必要に応じて追加調査を行ったうえで、予測及び評価を再度実施し、必要な環境保全措置を講ずること。

4 陸生動物、陸生植物、生態系

- (1) 事業実施区域周辺では、国内希少種に指定されているクマタカの繁殖が複数のペアで確認されている。風力発電施設設置予定場所は、クマタカの行動圏の境界部分の尾根部であり、旋回上昇やディスプレイ飛翔など、バードストライクの高まる行動が頻繁に確認されているとともに、設置予定9基のうち4基が営巣木の周囲半径1 km以内に含まれていることから、クマタカへの影響が懸念される。

一方、本事業に係る方法書に対する知事意見において、「あらかじめ設定した衝突確率の基準を超えないように配置等を定めること」と述べたことに対し、「確立された評価基準が存在しないため、衝突数の数字のみをもって一概に是非を判断するのは難しい」と述べられているものの、クマタカの風車への年間予測衝突数が0.16093 個体であることに対し「影響が小さい」と結論付けられており、適切な評価がなされているとは言えない。

このことから、風力発電施設の配置の見直しや基数の削減も含めた環境保全措置を再検討するとともに、風力発電施設の稼働期間中は継続して繁殖状況及びバードストライクの事後調査を実施することにより状況を把握し、クマタカの繁殖への影響が確認された場合は稼働調整等を含めて検討し、適切な環境保全措置を講じること。

- (2) 風力発電施設における環境影響評価の事後調査によると、施設の運転開始後に猛禽類の営巣場所の移動等の事例が認められるなど、環境保全措置の検討の際に参考となる知見が集積されている。

このことから、現地調査で確認されているクマタカ、サシバ等の環境保全措置の検討にあっては、これまでの知見を踏まえ、施設稼働後における繁殖場所及び行動圏が変化する可能性も考慮した予測及び評価を実施すること。

- (3) 事業実施区域内では、国内希少種に指定されているヤイロチョウの生息が確認されており、繁殖の可能性が示唆されている。本種は県内での生息数が極めて少ないとされていることから、特に慎重な環境保全の検討が必要である。しかしながら、準備書における調査結果からはヤイロチョウの繁殖場所等の保全上重要な地域が明らかではなく、環境保全措置検討のための予測及び評価が十分にされていない。

このことから、追加の現地調査等を実施するとともに、その結果に基づいた事業による影響について予測及び評価を行ったうえで、環境保全措置を検討すること。また、事後調査を実施し、影響の程度を把握すること。

- (4) 対象事業実施区域及びその周辺は、紀伊半島と本州の中心的なエリアとをつなぐコリドーとして、特別天然記念物であるニホンカモシカをはじめとする野生生物にとって、重要な地域である可能性が示唆されている。また、対象事業実施区域の南側の尾根沿いは大径木を含む二次林が分布しており、この地域の生物多様性に寄与していると考えられる。

これらのことから、風力発電設備の設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を

行い、森林の改変及び分断を可能な限り最小限に抑えること。

(5) 事後調査の検討に当たっては、その種の生態を考慮したうえで、「猛禽類保護の進め方」等の指針に基づいた調査期間及び調査頻度をそれぞれ設定するとともに、その内容を評価書に記載することにより、客観性及び透明性の確保に努めること。

(6) 事業実施区域周辺の森林においては、現時点で既にシカ食害により下層植生に影響が表れており、風力発電施設の建設に伴う管理用道路の整備により、食害の増加及びシカの生息範囲の拡大が懸念される。

このことから、改変区域においては、シカ食害防止対策を適切に講じたうえで早期に緑化するとともに、地域本来の植生が維持されるよう適切に管理する計画とすること。

また、緑化に当たっては可能な限り郷土種を使用し、外来種による生態系への影響を回避すること。

加えて、対象事業実施後においても、シカ食害等に関する参考情報の収集を行うとともに、事業実施により、シカの生息範囲の拡大に伴い、獣害が増大するおそれが認められた場合は、適切な対応を検討すること。

5 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域東側に存在する経ヶ峰からの景観について、地域住民等から事業による影響を懸念する意見が多数寄せられているほか、津市長から「経ヶ峰のもつ景観的価値を求めて訪れる登山客等にとっては、今回の事業実施に伴い少なからず影響となるものと考えられる」との意見が示されている。

加えて、経ヶ峰山頂からの視認状況の予測では、全基が視認されるほか、7号風車から9号風車までの3基については、垂直見込角が3度を超えていることから、経ヶ峰山頂からの眺望に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等について、関係機関、地域住民等の意見を踏まえた上で検討し、本事業の実施による景観への影響を回避又は極力低減すること。

津市環保第394号

令和4年12月9日

三重県知事 一 見 勝 之 様

津市長 前 葉 泰 幸



(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

このことについて、令和4年10月14日付け環生第16-46号で、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づきご照会のありました(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について、別添のとおり回答します。

事務担当 環境部環境保全課環境保全担当

電話番号 059-229-3140

FAX 059-229-3354

E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp

(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

株式会社グリーンパワーインベストメントによる(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業(以下「平木阿波W. F 事業」という。)及び(仮称) 平木阿波第二ウインドファーム事業(旧(仮称) ウインドファーム津芸濃事業)(以下「平木阿波第二W. F 事業」という。)は、津市及び伊賀市の行政界周辺において両事業を併せて総発電出力37,800kWの陸上風力発電事業を計画するものであり、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策に貢献する有用な事業であるが、これらの目的達成のために災害や自然環境等を損なう影響があってはならず、また同事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得た上で地域と共生しながら事業が進められることが前提となる。

これまでの両風力発電事業における環境影響評価法手続においては、特に平木阿波第二W. F 事業に係る環境影響評価方法書の事業計画が経ヶ峰に隣接する計画であったことから、対象事業実施区域の周辺住民をはじめ市内外の経ヶ峰の自然を親しむ者らから津市長に対して、12,672筆の署名により「経ヶ峰の自然・環境・景観を守るための要望書」が提出され、本市として令和元年5月27日付けの環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見で、三重県知事に対して、経ヶ峰の眺望景観に極めて重大な影響を及ぼすものと考えられる状況や、環境影響評価における重要な関係者である地域住民の中に本事業の実施を懸念する非常に多くの声がある状況下においては、再生可能エネルギーの普及促進や地球温暖化対策の推進のほか、森林区域における土地の有効活用や地域の活性化などの観点から有用な事業であることを勘案しても、環境保全の見地から本事業計画を是認できるものではない旨の意見を提出しているところである。

今回、示された環境影響評価準備書においては、現地の調査で明らかとなった希少猛きん類等の生息や景観への配慮などから、風力発電機の設置基数が平木阿波W. F 事業で8基程度から6基に、また平木阿波第二W. F 事業で16基程度から3基に減数され、一方で両風力発電事業について設置予定の風力発電機の単機当たりの発電機出力が3,000kW級から4,200kWへと変更されている状況である。

さらに、今回の環境影響評価準備書で示された調査、予測、評価及び環境保

全措置等に対しては、現在も疑念、不安を抱く地域住民等も多く、このことは今回の環境影響評価準備書における環境の保全の見地からの意見を有する者から述べられた意見（以下「準備書についての住民等意見」という。）の中で、当該事業の実施により動物・生態系、地形・地質及び景観などに重大な影響が生ずるおそれがある旨の意見が散見されることからもうかがえる。

以上の状況等を踏まえ、環境の保全の見地から次のとおり両風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見を述べる。

1 総論

- (1) 環境影響評価準備書には、対象事業実施区域の削減や風力発電機設置基数の減数など、検討された環境保全措置が示されており、このことは環境影響評価法による予測に不確実性を伴うことが避けられないことを考慮しても、一定の環境配慮がなされていると考えられるものであるが、一方で、当初環境影響評価方法書に示された風力発電機における単機当たりの発電機出力が3,000kW級から4,200kW、ブレード上端の高さが約145mから170.5mへと大きくなっている点においては、環境負荷が増加しているとも言える状況となっていることから、環境影響評価方法書段階と比べ環境影響が増大すると予測される項目については、更なる環境保全措置を検討すること。

- (2) 環境影響評価法による準備書手続において、同準備書の内容を公告及び縦覧し、縦覧期間内に準備書の記載事項を周知するための説明会の開催が定められているが、図書紙面の分量が多く、内容も専門的なものであることから、地域住民等がこれらの図書を限られた縦覧期間や説明会を通して理解を深めることは困難であるとも考えられ、このことが当該事業を不安視する声となっているとも考えられる。

このことから、環境負荷の少ない風力発電所を設置し、得られたクリーンエネルギーを供給することで、地球環境保全に貢献するとともに、地域経済の発展及び活性化に寄与することを目的とした当該事業の実施者として、今後も地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、積極的な情報提供と説明責任を果たして、地域住民等の理解を得た上で地域と共生した事業となるよう努力すること。

- (3) 環境影響評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情

が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

- (4) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。
- (5) 対象事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、また森林法に基づく保安林が存在する。当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源のかん養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有していることから、可能な限り伐採する範囲を最小限に留め、また、土地の改変に当たっては、三重県林地開発許可に関する規則（昭和50年9月9日三重県規則第49号）第7条に規定する技術基準を遵守するとともに、残置する森林の保全に努めること。
- (6) 風力発電機を長期に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等による周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

2 各論

(1) 騒音及び超低周波音

施設稼働後における騒音及び超低周波音（以下「騒音等」という。）の事後調査については、予測手法が科学的知見に基づく数値計算で予測の不確実性は小さいものであること、また風力発電機を可能な限り住宅等から離れた位置に配置する等の実効性のある環境保全措置を講じることなどの理由から調査を実施しないこととなっている。

準備書についての住民等意見には、騒音等による影響を懸念する意見が多く寄せられている状況にあることから、引き続き丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の事後調査の実施を検討すること。

また、調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 水環境・地形・地質

ア 造成工事における降雨時の土砂流出（濁水）対策として、仮設を含めた沈砂枡等を設置する計画となっているが、定期的に沈砂枡等における土砂の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫するなど適正な維持管理を行うこと。

イ 風力発電機等の設置に当たっては、地質ボーリング調査等十分な調査

を実施し、軟弱な地盤を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

ウ 本事業に起因する山腹崩壊等が発生しないように十分留意し、山腹崩壊等が発生した場合は、速やかに原形復旧すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かなエリアであり、またクマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されるなど希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されているエリアでもあることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両等による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ クマタカにおける繁殖状況の事後調査については工事中及び施設稼働後1年間、また鳥類及びコウモリ類への影響（バードストライク及びバットストライク調査）に関する事後調査については施設稼働後1年間、さらにはヤイロチョウ生息状況確認調査については工事中及び施設稼働後1年間実施する計画となっている。事後調査終了後も専門家等の助言・指導を踏まえ、事後調査の継続の可否を判断し、調査の継続が必要となれば適切に調査を継続すること。また、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は状況に応じて環境保全措置を講じること。

(4) 景観

対象事業実施区域は、津市景観計画において、山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る。」と定めている。

経ヶ峰への眺望景観においては、対象事業実施区域の削減及び風力発電機の設置基数の減数等により、周囲からの眺望景観への配慮がなされていると考えられるが、一方で経ヶ峰からの眺望景観においては、風力発電機単機当たりの規模が大きくなることから、周辺地域に存在する風力発電機の規模から比較すると異質なものとなり、周囲の景観との調和を乱すおそれがある。

景観の良否については、個々人によって異なる主観的かつ多様性のあるものではあるが、経ヶ峰のもつ景観的価値を求めて訪れる登山客等にとっては、今回の事業実施に伴い少なからず影響となるものとも考えられ、事実、準備書についての住民等意見には、経ヶ峰山頂から対象事業実施区域を望む景観に懸念を示す多くの意見が確認できる状況にある。

景観対策ガイドライン（案）（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）において「垂直見込角が3度を超えると比較的細部までよく見えるようになり、気になる」とされていることから、経ヶ峰から対象事業実施区域方向への眺望景観において、景観に影響を与えるような風力発電機については、経ヶ峰のもつ景観的価値を損なわないよう、影響を回避又は低減すること。

なお、周辺の景観との調和に配慮する措置の実施に当たっては、「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺にある経ヶ峰は、自然や風景を求め、四季を通じて市内外から多くの登山客が訪れる地域の観光資源となっており、また登山道、休養施設及びトイレの各施設は、経ヶ峰を愛する方々の尽力によって、自主的・自発的に手厚く維持管理されている状況にある。

今回、登山ルートの一つである長野峠ルートが対象事業実施区域と重なり、一部の登山ルートと管理用道路との交差部分で直接的な改変を受ける計画となっていることから、工事等が人と自然との触れ合いの活動の場である経ヶ峰を利用する登山客の妨げとならないよう、十分な対策を講ずること。

(6) その他

ア 美里町平木地区及び北長野地区が本事業における資材の運搬等の主要な走行ルートになっていることから、資材の運搬等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を事前に検討し、十分な対策を講ずること。

イ 事業の実施に伴い、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の行動圏に変化が生じ獣害などの被害が増大することが懸念されることから、対象事業実施区域周辺の農業等に影響を及ぼすことがないよう事業計画を十分に検討すること。

ウ 工事期間及び施設稼働後において、地域住民等からの事業に対する疑

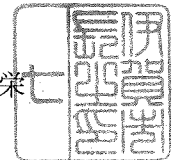
義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、誠実に対応すること。

伊環セ第289号

令和4年12月6日

三重県知事 一見 勝之 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称)平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社グリーンパワーインベストメントの(仮称)平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称)平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書

1部

事務担当

伊賀市人権生活環境部環境センター

TEL: 0595-20-9105

株式会社グリーンパワーインベストメントの（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・工事实施中・実施後又は施設稼働開始後において、環境への影響が事前の想定を超える場合や、環境影響評価の段階で想定していなかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。 （環境センター）
2	・事業内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を講ずること。 （環境センター）
3	・本事業は長期に渡る計画であることから、施設の維持管理を適切に行い、経年劣化や老朽化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。 （環境センター）
4	・本事業で建設する風車は 4,200kW と、周辺の風力発電事業で採用されているものと比べても大型のものである。騒音や水環境など、環境への影響は小さいと予測されているが、施設の建設や稼働には十分に配慮を行うこと。 また、苦情が発生した場合は誠意をもって対応し、速やかに原因を究明して適切な環境保全措置を講じ、原因や措置について地域住民への説明を行うこと。 （環境センター）
5	・事業実施区域は急峻な山地であるため、濁水の発生や土砂の流出、土地や斜面の崩落に十分注意すること。 （環境センター）
6	・事業実施区域は、地域森林計画区域内であるため、立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続きを行うこと。 （農林振興課）
7	・隣接地に万一、被害を及ぼした場合は、当事者が責任をもって解決すること。 （農林振興課）

8	・伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき、手続きを行うこと。 (都市計画課)
9	・伊賀市の適正な土地利用に関する条例の手続きを行うこと。 (開発指導室)
10	・事業実施区域内の里道敷への占用及び加工等を行う場合は、担当課と協議のうえ、手続きを行うこと。 (建設管理課)
11	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、教育委員会文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。 (文化財課)
12	・事業内容が河川の工事に及ぶ場合は、オオサンショウウオの保護について、教育委員会文化財へ事前協議願いたい。 (文化財課)